

千葉労働局発表  
平成22年11月12日

千葉労働局職業安定部需給調整事業室  
室長 石橋 登  
係長 梅田 和男  
電話 043-221-5500

## 派遣先セミナー及び派遣労働者セミナーの開催

～ 労働者派遣法に関する周知・啓発、個別相談により、

労働者派遣事業の適正化及び労働者への支援を図ります ～

千葉労働局（局長 永山 寛幸）では、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）が正しく理解され、労働者派遣事業の適正な運営が一層促進されるよう、派遣労働者を受け入れている企業等を対象に「派遣先セミナー」を開催し、派遣労働者の適正な受け入れのための留意点（労働者派遣と請負の違い、契約の内容等、政令で定める26業務、労働者派遣の役務の提供を受ける期間等）について、分かりやすく説明することとしています。

また、「派遣労働者セミナー」を開催し、派遣労働者として働くために必要な情報提供（労働者派遣法及び労働基準関係法令のポイント等）を行うとともに、法・制度及び派遣労働に関する個別相談や正社員への就職等に係る職業相談を行うこととしています。

### 派遣先セミナーについて

#### 1 日時

平成22年12月2日（木） 午後1時30分～4時まで

#### 2 会場

千葉県自治会館 9階大会議室 千葉市中央区中央4-17-8

#### 3 定員

200名

#### 4 内容

派遣労働者の適正な受け入れのための留意点について

労働基準法等関係法令の適用特例について

男女雇用機会均等法の適用特例について

## 派遣労働者セミナーについて

### 1 日時・会場

- 平成22年11月19日(金) 13:30~ ハローワーク千葉  
平成22年12月6日(月) 13:30~ ハローワーク市川  
平成22年12月10日(金) 13:30~ ハローワーク千葉南  
平成22年12月13日(月) 13:30~ ハローワーク松戸  
平成22年12月15日(水) 13:30~ ハローワーク船橋第一庁舎

### 2 定員

30名(各会場共通)

### 3 対象者

- ・正社員を希望しつつも短期の派遣就業を続けている方
- ・労働者派遣制度に関して理解を深めたい方
- ・新たに派遣労働者になろうとする方

### 4 内容

労働者派遣法の概要について

労働基準関係法令について

ハローワーク管内の労働市場、就職支援策について

法制度・派遣労働に関する相談、正社員への就職等に係る職業相談

## 千葉県内における労働者派遣事業の事業運営状況(平成20年度事業報告集計結果)

派遣労働者数	・・・	112,654人(対前年度比7.1%減)
一般労働者派遣事業		
・ 常用雇用労働者		21,778人(同 20.1%増)
・ 登録者		80,802人(同 14.9%減)
特定労働者派遣事業		
・ 常用雇用労働者		10,074人(同 22.7%増)
派遣先件数	・・・	38,790件(対前年度比21.1%減)
一般労働者派遣事業		35,901件(同 22.3%減)
特定労働者派遣事業		2,889人(同 4.0%減)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年七月五日法律第八十八号）（抄）

（契約の内容等）

第26条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
  - 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所
  - 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
  - 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
  - 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
  - 六 安全及び衛生に関する事項
  - 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
  - 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
  - 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項
  - 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 5 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、法第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であって、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 1年

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

## 専門26業務について

- (1)ソフトウェア開発関係
- (2)機械設計関係
- (3)放送機器操作関係
- (4)放送番組等の制作関係
- (5)事務用機器操作関係
- (6)通訳、翻訳、速記関係
- (7)秘書関係
- (8)ファイリング関係
- (9)調査関係
- (10)財務関係
- (11)貿易関係
- (12)デモンストレーション関係
- (13)添乗関係
- (14)建築物清掃関係
- (15)建築設備運転等関係
- (16)受付・案内、駐車場管理等関係
- (17)研究開発関係
- (18)事業の実施体制の企画、立案関係
- (19)書籍等の制作・編集関係
- (20)広告デザイン関係
- (21)インテリアコーディネータ関係
- (22)アナウンサー関係
- (23)OAインストラクション関係
- (24)テレマーケティングの営業関係
- (25)セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係
- (26)放送番組等における大道具・小道具関係

# 派遣先セミナー開催のお知らせ

～ ご存知ですか！ 派遣労働者の適正な受け入れルールについて ～

千葉労働局では、労働者派遣制度が正しく理解され、派遣事業の適正な運営が一層促進されるよう、派遣先セミナーを下記のとおり開催することとしました。今回のセミナーでは、派遣労働者の受け入れルール（政令26業務、期間制限、派遣先指針等）について、具体的事例による説明を予定しております。派遣労働者を受け入れている（又は受け入れを検討している）事業所の皆様方の多数の参加をお願いいたします。

日 時 平成22年12月2日（木） 午後1時30分～4時まで

会 場 千葉県自治会館 9階大会議室 （定員200名）  
千葉市中央区中央4-17-8 電話043-227-6181  
<交通アクセス>

JR総武線千葉駅から徒歩約15分、京成線千葉中央駅から徒歩約5分  
JR内房線・外房線本千葉駅から徒歩約10分

内 容 派遣労働者の適正な受け入れのための留意点について  
労働基準法等関係法令の適用特例について  
男女雇用機会均等法の適用特例について

## 参加方法

下記「参加申込書」にご記入のうえ、**千葉労働局需給調整事業室までFAXにてお申し込み**ください。なお、定員に達した場合は、会場の都合上、お申込を締切らせていただきますので、予めご了承ください。

## 参加申込書

事業所名		電話番号	
所在地		FAX	
派遣労働者の受入業務			
参加者職氏名			

詳しくは、千葉労働局需給調整事業室までお問い合わせください

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階

TEL: 043-221-5500 FAX: 043-201-1872

# 派遣労働者セミナーの開催について

派遣労働者として働いている方や、これから派遣労働者として働こうとする方を対象に、労働者派遣制度等の理解を深めていただくとともに、直接雇用としての就職を希望する方への支援を行います。

## 日時・場所

- ・平成22年11月19日(金)13:30～千葉公共職業安定所 2階会議室
- ・平成22年12月 6日(月)13:30～市川公共職業安定所 2階会議室
- ・平成22年12月10日(金)13:30～千葉南公共職業安定所 4階会議室
- ・平成22年12月13日(月)13:30～松戸公共職業安定所 7階会議室
- ・平成22年12月15日(水)13:30～船橋公共職業安定所 第一庁舎2階会議室

## 定員

各30名

## 対象者

正社員を希望しつつも短期の派遣就業を続けている方  
労働者派遣制度に関して理解を深めたい方  
新たに派遣労働者になろうとする方

## 内容

労働者派遣制度について  
労働基準関係法令について  
ハローワーク管内の労働市場、就職支援策等について

## 参加申込

会場等の都合により、あらかじめ参加者数を把握させていただく必要がありますので、参加をご希望される方は、裏面「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAX又は電話にて千葉労働局需給調整事業室までお申し込みください。  
なお、定員を超えたときは、お断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 参加当日の留意点

FAXで申し込まれた方は、「参加申込書」をご持参ください。  
電話で申し込まれた方は、「参加申込書」を記入してご持参ください。  
すでにハローワークに求職申込をされている方は「ハローワークカード」も併せてご持参ください。  
「参加申込書」は、受付に提出してください。  
会場へは、公共交通機関をご利用ください。

主催：千葉労働局・ハローワーク

### <問合せ先>

千葉労働局需給調整事業室  
TEL 043-221-5500

# FAX送信票

千葉労働局 需給調整事業室 あて  
FAX 043 - 201 - 1872

## 派遣労働者セミナー「参加申込書」兼 参加票

参加者氏名

連絡先 TEL  -   
FAX  -

参加希望会場(一箇所選択してください)

- 11月19日 千葉 公共職業安定所 2階会議室  
 12月 6日 市川 公共職業安定所 2階会議室  
 12月10日 千葉南 公共職業安定所 4階会議室  
 12月13日 松戸 公共職業安定所 7階会議室  
 12月15日 船橋 公共職業安定所 第一庁舎2階会議室

次の質問にお答えください。(はい、いいえのいずれかに を付けてください)

- Q 派遣労働者として、働いた(登録した)ことがある はい いいえ  
Q これから派遣労働者として働きたい はい いいえ  
Q 正社員としての就職を希望している はい いいえ  
Q ハローワークに求職申込をしている はい いいえ  
Q セミナー当日に職業相談を希望する はい いいえ

 求職番号

労働者派遣制度、労働基準関係法令、ハローワークの就職支援等に関して、特にお知りになりたい点がありましたら、ご記入ください。

### <セミナー会場のご案内>

会場名	所在地	電話	交通アクセス
ハローワーク千葉	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181	JR千葉駅徒歩14分又はバス7分、JR千葉みなと駅徒歩7分
ハローワーク市川	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609	JR本八幡駅 南口徒歩7分
ハローワーク千葉南	千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル4階	043-300-8609	JR蘇我駅 東口徒歩1分
ハローワーク松戸	松戸市松戸1307-1 松戸ビル7階	047-367-8609	JR松戸駅 西口徒歩3分
ハローワーク船橋第一庁舎	船橋市湊町2-10-17	047-431-8287	JR船橋駅 徒歩15分

セミナー会場には、公共交通機関をご利用ください。なお、詳しい案内図は、千葉労働局ホームページをご覧ください。

千葉労働局ホームページ <http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/syozaiti/anteisyo/>